

四国地区土地政策推進連携協議会 第6回総会（臨時） 開催

概要： 所有者不明土地法の改正が令和4年4月27日成立（同年5月9日公布）となったことに伴い、協議会の更なる体制の拡充を図るため、新たに、国（財務省、農林水産省（林野庁含む））、市町村（四国内95市町村）、士業団体（宅地建物取引業協会、全日本不動産協会）の加入のため規約改正を行った。

- 開催日：令和4年8月5日（金）
- 方 法：書面会議方式により実施
- 出席者：17名（整備局、法務局、四国各県、関係士業団体）

◇議題

○組織拡充に関する規約改正について

◇情報共有等

- 財務局からの情報提供について
- 新たな加入組織への協議会活動概要等について